

防災まちづくりと既存不適格建築物の扱い

安本典夫

はじめに

今回の阪神・淡路大震災からの復興のための種々のまちづくりの事業が検討され、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の事業が進められようとしている。しかし、そのような事業が行われるのは一部にすぎず、それ以外のところで安全なまちをどうつくっていくかは、なお大きな課題である。

今次震災の経験をふまえ、おそらく建築物の構造基準等の見直しもなされよう。しかし、どのように基準を強化しても、現実のまちのストックはその基準を充たさない建物を含め、多様なものによって構成される。そこでの安全性をどう図るか。従来、どちらかといえば建築行為のコントロールを中心構成されてきた建築法体系を、ストックをも視野にい

れた法体系へと展開することが、いま求められているといえよう。

本稿は、既存不適格建築物の問題を中心に、この問題のきしあたりの整理と検討の方向づけを試みるものである。なお、既存不適格である区分所有の建築物（いわゆる分譲マンション）の建直し問題、および原子力発電所その他の特殊建築物は、固有の問題をもつてゐるため、ここでは除外する。

施行令（一九五〇）に引継がれ、筋交いの使用が規定されるなど、強化された。

その後、一九五七年に必要軸組量（壁量）の規定、一九七一年に基礎に関する規定、高層化に伴う規定の改訂・追加など、さらには一九八〇年施行令改正により、必要軸組量の強化など新耐震設計基準が規定され、翌年六月に施行された。

(2)しかし、それらの新しい規定は、既存の建築物には適用ないものとされてきた。そのため、今日の基準に適合しない建築物はかなり多い。特に関西においては、古い木造建築物が多いため、それが著しい。

今次震災における建築物の被害は、地域的な地盤条件などにもよるが、上記の新基準を充たしていない建築物（既存不適格建築物等）、手抜き施工による建物、および維持・管理の不十分な建築物に多く見られたという。木造建物で被災を受けたものの多くは、基準強化前の、壁や筋交いの足りない建物、壁の配置が悪い建物、筋父いと柱の接合部が弱いなどの問題をかえていた。また、古い家屋では、内側の柱材が腐食している建物も多くあり、これも倒壊の原因といわれる。また、鉄造建築物においても、柱の帶筋間隔が広い一九七一年以前の比較的古い建物に被害が多く見られたという。

筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造建築物においても、柱の帶筋間隔が広い一九七一年以前の比較的古い建物に被害が多く見られたという。

二 既存不適格建築物についての従来の法理論・法制度

1 法律規定の遡及適用

(1)憲法三九条は事後法を禁止した。

これは、直接には刑罰法規について規定したものであるが、行政法規について憲法三九条の適用は否定されるか。個人の権利・自由の侵害を定める行政法規についての同条の類推適用の有無については、見解は分かれる。しかし、法治国原理の内容の一つである法的安定性・信頼保護の原則から不利益効果をもつ法律の遡及適用に立法上も制限がある、ということを否定する見解は少ないだろう。⁽⁸⁾ 遷及適用の限界として、従来は、次のようく考えられてきた。まず、行政法規の効力発生後にも継続する事実について

は、新たな法規の適用は妨げられないのに対し、効力発生前に終結した事実については、当該法規の適用は遡及適用の問題となり、限定される。具体的には、①予測可能性があり、かつ②個人の権利・自由の合理的保障の要求と実質的に調和しうる限りにおいてのみ許される、そうでない場合には、②経過規定により特別の取扱をするか、あるいは③補償その他適切な措置が必要となる。

他方、上記の①の要件について、予見可能性がある（そのような法令の制定・施行が以前から一般に予測される）か、またはそのような遡及的侵害が、社会通念上、客観的合理性をもつと認められる場合には、遡及適用が許されるとする見解もある。⁽¹⁹⁾

(2) 立法例でも、新たに許可制度がとられた場合には、すでに着手していた行為は許可を要しないなど、遡及しない旨の経過規定がおかれることが多い。ところが、営業許可等のように、それにより形成された事実（当該営業行為を行っているという事実）は継続している、という場合には、不適用も一定の限定付となる場合もある。たとえば、風俗営業法でソーブランド等の規制区域に新たに指定されても、既存のものは経営者一代限り存続できることとされ、建築物用地下水の採取の規制に関する法律では、既存の地下

水採取で基準に適合しないものは一定期間に内は許可を受けたものと扱うこととされている（同法六条）。また、新たな公害規制は（経過措置を伴いながらも）既存の工場にもかけられ、また、一日使用できると指定された食品添加物が後になって使用禁止されることはある。公害を発生させないことは企業経営に内在する負担であり、また公衆衛生上有害な（あるいはそのおそれのある）ものを製造販売する権利は何人も有しないのであって、いずれも既得権の侵害にはならないと考えられるからである。こう考える

と、過去の事実に由来する現在の行為・状態にどれだけ新規制を加えるかは、その現在の行為・状態が他に与えるマイナスの影響の程度・性格に拠ると考えられる。

建築物の場合、家屋の建築行為はすでに終結した法律事実であるとして、法令の変更による新たな基準は遡及適用されないか（建築法令）、あるいは限定的にしか遡及適用されない（消防法令）。しかし、終結した事実か、継続した事実かの区別自体もそれほど明確ではない。以下、消防法令、建築法令の構造と論理を見て行きたい。

2 消防法令における遡及適用

(1) 消防法一七条は消防施設・設備の基準を定めつつ、一七条の二第一項で、

既存の建物等防火対象物には原則として遡及適用しないこととした。大きな経済的負担を課すことになるのが実質的理由であるが、ここでは、建築行為が当時の法令にもとづいて適法に建築され、行為は一旦終結したという構造がとられている、と解されている。⁽²⁰⁾

しかし、大阪・千日デパート火災（一九七二年）、熊本・太陽デパート火災（一九七三年）の苦い経験を経て、建築審議会は「既存の百貨店等に対する避難施設等の義務付けをすべし」とする答申（一九七四）をした。これを受けて建築基準法改正案と消防法改正案が国会に提出されたが、消防法改正のみ通過した。これにより、百貨店・旅館・病院・地下街・雑居ビルなど人命等の危険性が高いものについては遡及適用され（一七条の第二項）、あわせて資金の斡旋、税制上の優遇措置が図られることとされた。⁽²¹⁾

その後、川治プリンスホテル火災（一九八〇）を経て、消防庁は防火基準適合表示制度を創設した（一九八一）。これは適合義務を課すものではなく、一定の消防法令・建築法令上の基準を充たすものに「適マーク」の表示をするものであり、表示を通して、営業政策として適合を促すものである。なお、この時の適合の有無の判定基準として、建築構造につ

いては一九七九年建築基準法施行令改正による基準を用いることとしたため、その限りでそれを遡及して適用するに似たた。行政指導による方が多様性への対応が可能であり、最後の措置として建築基準法一〇条の正命令を用いることもできる、というのがその理由である。

人命・財産の保護と施設の機能保持を目的とした建築基準法の精神を考えれば、新規定の適用が望ましい。しかしそ

のための工事が多大の出費を伴うので建築主の自主的判断にまかせたのである。⁽²⁵⁾ そこで論理の一つは、既存の建物について、建築行為はすでに終結した法律事実であるから、それに新法規を適用するのではなく適用になる、ということである。しかし、終結した事実か、継続した事実かの区別は必ずしも明確ではない。

危険な建物が存続するということは継続する事実ともいえ、それに新たな法規の適用は妨げられないとも考えられる。他方、継続した事実に対する新法適用の場合であっても、次に述べる一〇条命令の場合は別として、一般的には国民の既得権的な地位は守られるべきである、とすれども、既存不適格建築物についても、既存不適格建築物は衛生上有害である場合には、特定行政庁は所有者・占有者・管理者に対して除却・改築・修繕・使用禁止など必要な措置をとることを命ぜることができるとした。こゝでは補償は必要ない。その根拠は、自己の所有・管理・占有する建築物を保安上・衛生上支障のない状態に保つことは当然の義務である、というところに求められたり、単体規定に関わる危険・有害な建築物により被害を受けるのは所有

者・管理者・占有者そのものであって、措置命令によりその危険・有害が取り除かれるのであるから、損失補償をする特別の犠牲にあたらぬ、というところに実であるから、それに新法規を適用するには遡及適用になる、ということである。

この論理の一つは、既存の建物について、建築行為はすでに終結した法律事実であるから、それに新法規を適用するのではなく適用になる、といふのである。しかしながら、損害の発生によって解消させることは現在の建築物所持者の義務である、と基本的にはいえる（いわゆる状態責任）。

三 新たな検討の方向

1 選及適用の考え方

遡及適用については、以下の三類型に分けられる。①許可等がなされ、法規の施行前にその行為が終了、②許可等がなされ、現在引き続いて当該行為が反復されている、③許可等がなされて過去に行はれていた。しかし、執行体制上も、

また建築主の側の予測可能性上も、類型化してそれぞれについての責任が可能な限り明確化されることが望ましい。次にそれを試みよう。

2 建物と法規の目的・性格による適用の有無の区分

(1) 建築基準法は、学校、病院、劇場、百貨店、旅館、共同住宅、工場等、多くの人が利用し、または危険が予想されるような用途上の特殊性をもつ建築物を「特殊建築物」として、特別の規定をおくとともに、適法な状態に維持するよう努め、義務を課し（八条）、定期に建築士等に調査させてその結果を報告することを義務づけた（一二条）。そしてこのうち一定のものについては消防法は遡及適用を定めている。

確かに建築行為 자체は一時的である。その建築行為がある時点では承認され、投資のみあう受益が保障されたことを重視すると、遡及適用の排除になる。⁽²⁶⁾ しかし、その行為の結果たる建築物は存続している。その建築物の継続的使用により

危険状態が継続していることが問題なのである。このような危険状態を将来に向かって解消させることは現在の建築物所有者・管理者等の義務である、と基本的にはいえる（いわゆる状態責任）。

消防法五条、建築基準法一〇条は、その責任が個別的な危険の認定により生じることとした。しかし、執行体制上も、遡及して強制するか。個人の選択にまかせるべきであり、國家が強制するのはバーナリズムとの批評もありえないではない。しかし、個人用住宅であってもまちを構成する一部分であり、良質のストック形成という視点から、一定の質を強制することはありうる。少なくとも、他人に貸与し、あるいは売却する際には、一定の基準を充たしていることを求める、という制度はありえよう。

(2) 建築基準法上の基準にも種々の目的・性格のものがある。耐震目的の基準の中でもいろいろありうる。耐震設計の基本的考え方として、①建物の耐用年限中に何度か遭遇する程度の地震に対しては、建物を無被害あるいは軽微な被害にとどめる、②きわめてまれに起こるごく強い地震に対しては、構造体に必要な粘りを持たせ、構造体が損傷しても崩壊せず、人命の安全が守られるようにすることとされている。このような趣旨にもとづく諸基準のうち、人命・財産に対する重大な危険を防ぐものは、既存の建物に

のものなどに分けて、遡及適用の有無、その程度を考えることができる。なお、高齢者・身体障害者など災害時の行動に制約のある者が多く利用する建物、防火拠点となるような建物は、上記(1)と同様のレベルの防災性が求められよう。

も適用されるとする」とも考えられる。ところで、既存の建築物について新基準を適用する場合、補強が当然に必要となる。木造建築物の補強としては、次のようなものが挙げられる。(2)基礎に関しては、次のようなものが挙げられる。(2)基礎に関しては、次のようなものが挙げられる。(2)基礎に関しては、次のようなものが挙げられる。

①既存布基礎無筋コンクリートの補強、②玉石基礎の鉄筋コンクリート基礎への取替え、(b)軸組に関しては、①筋かい・構造用合板、②接合を金物等を使つて堅固にする、(c)その他、①添え柱・控え柱、②腐つたり、シロアリに喰われた部分の取替え、など。この補強方法の検討と選択は、かなり技術的性格と、さら

に所有者の決断に拠るところが大きい。

(3) 遷及適用を認めるに、その違反に対するは、罰則の適用とともに、改善等の命令が続くことになる。これは、一〇条命令と基本的には同じものである。なお、改善命令に従わなかつた場合、代執行はおそらくは不可能であり、罰則の適用によることとなる。

また、違反のチェックのため、自らの定期検査・報告の義務づけ(二二条参考照)、第三者による通報制度、建築監視員制度の拡充等が考えられる。しかし、これまで外からの監視の下におくか。特に私的住居の場合、この側面からも、一定の限界が付せられうる。

(4) 建築基準法令の遷及適用に関しては、このように、建物の性格、法令上の

基準の目的・性格によって、様々な組み合わせをした上で考えることが必要である。また、適用の猶予についても、一年、三年、五年等々、いろいろありうる。どの時点までに、どの程度の安全性を確保するのか、時間の観念をもつて組み立てる必要があろう。

3 法規の遷及適用と相補う手だけで人命を守る中核的な部分は、上記2の遷及適用がなされるとして、それをとりまく諸基準に関しては、さらに多様な手立てが考えられる。

消防法令と一部の建築法令の基準の適合性に関する問題は、ホーリングなどの適切な基準によるべきこととし、一定の年月を経て新たな基準によるストックが形成されることを意図している。しかし、それで安全性が確保できるか。特に、たとえば安全性に多くの問題をはらむインナーシティなどでは、経済的活力に乏しく、増改築等がそれほど見られないため、その意図は実現されにくく、という問題も現れている。

(3) これについては、たとえば、高橋滋

うに、義務づけはせず、一定のレベルに達したものに特別の表示を認めるに

よって、誘導する手法がある。

また、現在どの基準に適合している

か、どの基準を充たしていないかを、表

示しないは説明する義務を課すやり方もある。

これは、不特定多数の者に利用をさせる施設については、わかりやすく表

示させ、特定の者と契約を結ぶ(たとえば賃貸契約、売買契約)際に、賃貸ある

いは譲渡する当事者、またはその斡旋業者に説明義務を課す(宅地建物取引業法)

三五条にもとづく重要事項説明義務の対象とする)ことが考えられる。

また、何よりも必要なのは、信頼でき

る耐震診断と、それにもとづく補修の適切なアドバイス、および、財政的支援措置であることはいうまでもない。

(1) 兵庫県知事が三月一七日に都市計画決定したのは、四市一町で合計一六地区二四九・四ヘクタールである。

(2) なお、建築基準法も、一定の規模以上の増改築に際しては、既存の部分を含め新たなる基準によるべきこととし、一定の年月を経て新たな基準によるストックが形成されることを意図している。しかし、それで安全性が確保できるか。特に、たとえば安全性に多くの問題をはらむインナーシティなどでは、経済的活力に乏しく、増改築等がそれほど見られないため、その意図は実現されにくく、という問題も現れている。

(3) これについては、たとえば、高橋滋「特定施設の耐震基準」ジュリスト一〇七〇号『阪神・淡路大震災 法と対策』(有斐閣、一九九五)所収参照。

(4) 大森信次『改訂版・建物の耐震診断入門』(鹿島出版会、一九八三)六三頁以下。

(5) 京都市の場合、やや特殊性はあるが、住宅の中で戦前のものが一・八% (戦前)の木造住宅は一・六%)と高い比率を占めている(このほか、建築年次不詳が六・三五・一%にすぎない)(総務省「平成五年住宅統計調査」)。

(6) 日本建築学会『一九九五年兵庫県南部地震災害調査速報』(一九九五・三)一六六頁以下・一八二頁以下 清水建設技術研究所『一九九五年兵庫南部地震調査報告書』(一九九五・一・二八)四三・四四・五一页、竹山清明『阪神大震災と木造住宅

の被災・復興』住宅会議三四号一二頁以下など。ただ、一九七一年以降の基準で設計された建物においても、少なからぬ被害が生じており、それらの建物の構造設計が新耐震設計法の設計理念を充たしていたかどうかの検討も必要という。

(7) 最判昭和二四・五・一八民集三卷六号一九九頁は、処分の出訴期間の短縮をした法律規定についてはその禁止は及ばないとした。

(8) 塩野宏『行政法I』(第二版) (有斐閣、一九九四) 五三頁など参照。杉村敏正『全訂・行政法講義・総論(上)』三三・三四頁は、憲法三九・一三条の問題としている。

(9) 田中一郎『行政法総論』(有斐閣、一九五七)一六四頁以下。

(10) 宮井力『行政法令不遷及の原則』同『行政の民主的統制と行政法』(日本評論社、一九八九)四二頁。林修三『例解立法技術』四六七頁以下、最判昭和五三・七・一二民集三三・三五号九四六頁は後者の要件のみあげる。同判決について、阿部泰隆のみあげる。同判決について、阿部泰隆

『行政の法システム(下)』(有斐閣、一九九二)七五四頁以下参照。

(11) 阿部・注(10)七五七頁以下参照。もつとも、自然保護関係の地域指定の場合など、それでは十分に目的を達し得ないことがある。同右七六〇頁。

(12) 同右七五六・七五七頁。なお、阿部は「代限り」という限定期の仕方を批判する。

(13) 東京地判昭和五二・六・二七判時八五四号三〇頁。

(14) 阿部・注(10)七五八頁。

(15) 荒秀・関哲夫・矢吹茂郎編著『改訂・建築基準法』(第一法規、一九九〇)六三

～六五頁。

(16) ①従前から基準に適合していなかった場合、②施行・適用後に一定規模以上の増改築等を行う場合、③一旦基準法令に適合するに至った場合には、適用される。なお、後で述べる建築基準法も同様の規定をしている。

(17) 結城助民『わかりやすい消防行政法』(全国加除法令出版、一九八二)一四〇頁。

(18) 建設省「建築物防災対策要綱」参照。しかし、融資制度等は十分であったとはいえない。高橋郁男「設備改修資金の融資拡充を」近代消防二〇九号八頁以下、小暮純也「適マーケと融資制度」近代消防二五七号七七頁など参照。

(19) 昭和三七年四月六日消防庁通達「予防行政の運営方針について」。阿部は、通常の健全な良識をもつ消防職員が査察をした結果、これは放置していたら危険だと思った程度で命令は十分出せるという。阿部泰隆・森本宏『消防行政の法律問題』(全国加除法令出版、一九八五)二七・三一・四一頁など。

(20) ただし、五条但書および六条四項との関連でお検討すべき問題もある。前者について、塩野宏「既存不適格」法学教室五三号(一八五二)五四頁以下参照。後者について、阿部・森本・注(19)四六・四七頁は、補償の必要性は不明確であると指摘する。

(21) 注(16)参照。

(22) 昭和五四・三・二七建設省住指第58号・建設事務次官通達「建築物の防災対策の推進について」。

(23) 久田俊彦『改訂版・地震と建築』(鹿島出版会、一九八二)七五頁。

(24) 松山雅昭『建築基準法解説』(第一法規、一九七七)七〇頁は、これは立法政策の問題とする。

(25) 集団規定に関わって、公益上著しく支障がある場合には是正命令が出せるが、その場合、損失を補償しなければならない(一条)。その根拠について、島田信次・関哲夫『建築基準法体系・第五次全訂新版』(酒井書店、一九九一)四八八頁、荒秀・関哲夫『建築基準法の諸問題』(勁草書房、一九八四)二九九頁(荒秀)など参照。

(26) 島田・関・注(25)四八六・四八七頁。

(27) 荒・関・矢吹編著・注(15)二四四頁、松山・注(24)八三・八四頁。

(28) 結城・注(17)一四〇頁は、終結した事実であるかについては異論が無いわけではないとしつつも法第七条の二の規定上、一応の終結した事実と解してよいとする。

(29) これは、昭和五八年の改正により導入された。

(30) 久田・注(23)六一頁。

(31) 高知県耐震木造住宅普及会議編『木造住宅の耐震診断と補強方法』(一九九五)四三頁以下。

(32) 阿部泰隆「阪神・淡路大地震の提起した法政策問題」法時六七卷六号四頁。

(33) 国分寺市『防災まちづくりガイド・地震に強い家づくり』(一九八〇)、高知県耐震木造住宅普及会議編『注(31)などは、そのような取組の一環である。

(やすもと・のりお 立命館大学教授)